

【相川地区】令和4年度自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果【最終報告】

日 時: 令和4年7月28日(木) 午後7時～午後8時15分
 会 場: 相川地区市民センター
 参加者: 地区の自治会長(8名)、公民館地区館長、
 市長、副市長、教育長、市長室長、福祉部長、環境農政部長、都市整備部長、地区市民センター所長

テーマ① 『防災・減災』について

近年、全国各地で有名河川をはじめ多くの河川の氾濫とその流域に洪水被害が発生し、生命や財産を奪い、地域に甚大な被害を与えていることが報道されている。
 私たちの身近にも一級河川相模川があり、令和元年の台風19号の際、「城山ダム緊急放流情報」が出され、各地で起こっていることが私たちにも現実になることを想起させた。
 こうした風水害のリスクに対し、地域住民の生命と財産を守ることの重要性を考え、防災・減災をテーマとした。
 具体的には、ハード面とソフト面からの意見がある。まず、ハード面では、河床の堆積土砂について、相模川は貴重な水源であるが、取水堰を設置することにより川の流れを阻害する要因ができ、本流(水の流れているところ)以外には堆積物がかなり大量に見受けられる。これが相模川の河床が上がっている原因ではないかと危惧している。集中豪雨の対策として、堆積土砂の搬出についてお願いしたい。
 また、ソフト面では、一人暮らしの高齢者や障がい者の方などの安全確保対策も急務と考えている。

自治会長からの意見

市長等からの回答

意見1 避難所へ移動する体制づくりと近隣の市町村への避難について

【酒井宿自治会長】

■台風等の風水害においては、地域住民は、避難指示が発令された場合の避難先として、各自治体が開設する避難所を頼りにする。
 市ホームページで「避難所開設状況」のほか、収容定員に対する「収容状況」を示す情報等も得ることができ、我々も非常に助かっている。
 しかしながら、一人暮らしの高齢者や障がい者の方などにおいては、そのような情報を得ることが困難な方も多くいられると同時に、避難先への移動も容易でない方もいると思う。
 そこで、避難情報の伝達方法の充実や民間事業者との協力のもと、バス等を利用し避難所へと移動する体制づくりを構築するなど、支援策を考えてみてはどうか。
 また、本市に十分な避難場所を確保できない場合や、地域住民が近隣の自治体へ避難する方が妥当とされる場合についての考えをお聞かせいただきたい。

【市長】

■市では、避難に時間を要する高齢者などが安心して避難できるよう、できるだけ早く避難情報を出すことを心掛けているので、命を守る早目の行動につなげてもらいたい。

【福祉部長】

■市では、高齢者や障がい者など、災害の発生時に自力で避難することが困難で支援が必要な方を「避難行動要支援者」として避難支援の対象としている。
 災害の発生時には、避難行動要支援者名簿に基づき、避難支援等関係者と市が協力し、避難情報の伝達や避難行動要支援者の安否確認、避難誘導などの地域における避難支援体制づくりをしている。
 また、平常時の備えとして、日頃から、顔の見える関係づくりや見守りなども引き続き進めてもらいたい。
 災害が発生すると、支援する側も被災している可能性があり、避難支援を受ける側の方については、支援は任意の協力となり保証されたものではないことを、しっかりとお伝えしていく。

【市長室長】

■避難情報の伝達方法について、防災行政無線や市ホームページのほか、緊急速報メールやTVKデータ放送など、様々な方法により発信している。今後も分かりやすい避難情報の提供に努めていく。
 全戸配布したハザードマップ等により、事前に避難経路の状況や避難する場所等について確認しておいてほしい。
 ■避難する際の輸送については、令和元年の台風19号を契機として、令和3年の災害対策基本法の一部改正により、県知事が居住者の避難について運送事業者等に要請することが可能になるなど、県や他自治体の動向を注視しつつ、民間事業者との協定についても検討していく。
 ■近隣自治体への避難については、近年、災害が激甚化・頻発化し、市内での避難を完結することが困難となる広域的な災害が増加していることから、行政界を越えた広域避難の必要性を認識している。
 令和元年の台風19号の際には、県の防災センターに伊勢原市や平塚市の方が避難し、広域的な災害の発生が想定される場合において、市町村長は他の自治体との避難者受入に関して協議ができる旨が「災害対策基本法」に明記されており、近隣他市への避難が最も有効であると判断した場合は、命を守る行動として躊躇なく避難をしていただきたい。

〈現況・今後の対応等〉

■要配慮者の移動等については、民間事業者との協定について検討していく。また、近隣他市への避難が最も安全である場合は、命を守る行動として躊躇なく避難指示を出していく。(危機管理課、福祉総務課)

〈中間報告以降の状況等〉

■避難情報については、引き続き、分かりやすい避難情報の提供に努めていく。避難する際の輸送については、県や他自治体の実態を確認し、民間事業者との協定を検討している。

意見2 相模川流域市町村と県と連携した相模川の氾濫・洪水対策について

【酒井宿自治会長】

■相模川の河床を下げるための堆積物の浚渫(しゅんせつ)作業は、実施期間及び財源において、相当な負担を強いられることが考えられる。

県の管轄であると思うが、現在の管理・作業状況等について教えていただきたい。

また、この問題は相模川流域における各自治体の課題とも言える。そこで、相模川流域の地域住民を守るため、これまでも多くの課題に取り組んでいる、広域連携である「県央相模川サミット」において、県とともに相模川の氾濫・洪水対策を講じていただきたい。

■相川地区のハザードマップを見るとほとんどが浸水想定区域となっている。災害が発生した際の避難先について、地震と風水害で違うことを知らない人が多いと感じている。広く速く浸透させていかないと、誤った行動につながってしまう恐れがあるので、速やかに正しい避難ができるように周知していただきたい。

相模川の洪水が相川地区の最大の危惧であったが、説明を聞いて少し安心した。今後も河川の土砂の除去等を確実に進めて、緊急の放流がないことを願っている。

【市長】

■工業用水や農業用水など利水のための取水堰などの構造物があると、水流が緩やかになり、土砂の堆積等が生じてしまう。

川の区域内に相当数の樹木が繁茂している状況は認識している。相模川流域の6市町村で構成される県央相模川サミットの会長として、毎年、県に土砂の搬出と樹木の伐採を強力に進めていくよう要請しているほか、事前放流の導入や市町村との情報共有と連携に取り組んでおり、危機的な状況となった令和元年台風19号と同様の状況となっても、対応できる体制になっている。

【都市整備部長】

■相模川の浚渫作業の状況等を県に確認したところ、酒井スポーツ広場下流から玉川合流点及び新東名高速道路周辺については、令和2年度から令和4年度まで河道の掘削工事を継続しており、令和4年度の工事は11月頃から予定しているとのことであった。

これは、平成30年に国土交通省と県が策定した、今後30年を計画期間とした相模川中津川河川整備計画をもとに、洪水等の発生の防止策として実施されているもので、相川地区では、令和2・3年度で、最大深さ2.4m、土量として33,000立方メートルの土砂を搬出した。

今年度は、最大深さ2.4m、土量として16,000立方メートルの除去と一部の箇所樹木の伐採を予定しており、相川地区での除去の量は、小学校の25mプールで、140杯程度の量になる。

【上前副市長】

■洪水調節に係るダムの放流については、1秒間に3,000立方メートル放流していたが、令和元年の台風19号を契機に3,400立方メートルに見直したことによって、緊急放流をするまでの時間を稼げるようになった。

また、農業用水などの利水を利用している人には迷惑を掛けことになるかもしれないが、できるだけダムとして多くの水を受け止められるように事前放流を行っていくことで、令和元年台風19号と同様の状況となっても、降雨の状況にもよるが、緊急放流をしなくて済むような体制になっている。

【市長室長】

■地震と風水害で避難先が違うということについては、公民館だより等を通じて周知し、危機管理課からも説明させていただく。何度も繰り返し、皆さんに浸透していくように対応していく。

《現況・今後の対応等》

■相模川流域市町村と県と連携し、引き続き、相模川の氾濫・洪水対策に取り組んでいく。(河川ふれあい課)

《中間報告以降の状況等》

■地震と風水害で避難先が違うということについては、繰り返し説明、周知することが重要であるため、今後も継続して対応していく。

■相模川の相川地区における令和4年度河床掘削工事は、県に確認したところ、11月から実施し年度末に完了する予定と聞いている。

テーマ② 『カーボンニュートラル』について

風水害の多発や海面上昇による水没域の増大など、地球環境の悪化は、二酸化炭素など温室効果ガスの大量発生による地球温暖化による気候変動が、その要因の一つとされ、温室効果ガスの発生抑制と吸収量の増大を目指した取組が世界的な課題とされている。
 植物には二酸化炭素を吸収し、酸素を放出する働きがあり、植物を保護・保全することは地球温暖化防止には効果的とされていることから、植物を原材料とする紙の使用量を削減することは、カーボンニュートラルの対応策になると考え、テーマとして取り上げた。

自治会長からの意見	市長等からの回答
意見1 カーボンニュートラルに関する市の取組と市民ができる取組について	
<p>【上戸田自治会長】 ■市では事務手続や市民への情報提供などにおいて、相当数の紙を使用していることと思われる。紙の使用は、業務上、当然に必要なものであると認識しているが、紙はもともと木材が原料となっている。 紙を利用すればその分森林を伐採することになり、過剰な伐採は森林破壊につながる。ペーパーレス化は、紙書類の廃棄が減り、環境保護につながるるとともに、環境に優しくSDGsの取組にもつながる。ペーパーレス化について、市としての考えはいかがか。 なお、具体的にペーパーレス化に向けた取組があれば、お聞かせいただきたい。 また、カーボンニュートラルに関して、市の取組はどのようなものがあるか。そして、自分たちもできることから取組んでいきたいと考えているので、具体的な取組があれば教えていただきたい。</p>	<p>【市長】 ■令和3年2月に「ゼロカーボンシティ」を宣言した。今年度は、2050年カーボンニュートラルを実現する道筋を示すロードマップを策定するほか、地球温暖化対策実行計画を改定し、2030年度までの具体的な施策を定めていく。再生可能エネルギーをどうやって確保していくかが課題の一つになっていく。</p> <p>【環境農政部長】 ■ペーパーレス化については、事務の効率化や迅速化、用紙代やインク代の経費削減につながり有効だと認識している。また、部長職以上で構成する庁内の会議について、電子ペーパーを活用したペーパーレス会議を行い、職員については10年以上前から紙を用いない電子決裁システムのほか不要紙の裏面利用に努めるなど、紙の使用量の削減を図っている。 ■カーボンニュートラルに向けた取組について、市民の皆さんに対しては、太陽光発電システムや蓄電池、ZEH(ゼロ・エネルギー・ハウス)、電気自動車などへの導入補助を実施している。 また、公共施設については、太陽光発電システム・蓄電池・LED照明の導入を進め、公用車についても一部、電気自動車を導入している。 ■市民の皆さんができる取組としては、ごみの減量化や資源化など、何よりも習慣化、常識化していくことが大切なので、できるところで御協力いただくとありがたい。</p> <p>《現況・今後の対応等》 ■今年度、2050年までの道筋を示すロードマップを作成するほか、地球温暖化対策実行計画を改定していく。御家庭ではごみの減量化や資源化など、できるところで御協力いただきたい。(環境政策課) ・8月31日 カーボンニュートラル推進ネットワークにおける共同宣言 ・年内 カーボンニュートラルプラットフォーム公開予定</p> <p>《中間報告以降の状況等》 ■市では12月分から本庁舎、小・中学校において再生可能エネルギーの電力を購入しており、3月中にカーボンニュートラルロードマップ策定する。 また、市民の皆さんができる取組として、1月に公開したカーボンニュートラルプラットフォームにおいて、食品ロスの削減や節電、マイバッグを持参した買い物などを掲載し、協力を呼びかけていく。</p>